

農業振興施設改修事業の補正予算に  
係る提案説明についての事実確認に  
関する調査特別委員会調査報告書

令和4年9月28日

笠岡市議会

はじめに

令和3年9月定例会の冒頭（初日令和3年8月31日）、笠岡市長から、9月補正予算案にある農業振興施設改修事業に関して、施設改修の本来の趣旨の説明ができていなかったことについてお詫びがあった。

株式会社ジェイ・イー・ティは、旧笠岡湾干拓地粗飼料生産供給基地活用事業としてプロポーザル入札に応募し、令和2年4月17日に笠岡市と旧笠岡湾干拓地粗飼料生産供給基地活用事業基本協定書を締結した。

しかし、旧笠岡湾干拓地粗飼料生産供給基地活用事業に係る事業者募集要項において記載誤りがあり、作業管理棟のトイレが合併処理浄化槽に接続されていないにもかかわらず、接続済みとされていた。事業者はその事実を知らず協定を締結した。

市長は、令和3年3月及び6月定例会に施設改修の補正予算案を笠岡市議会に提出している。

その際、議会への説明では記載誤りである募集要項の不備について一切触れておらず、事実が伏せられ、予算説明を受けたことが明るみになり、議会は、初めてこれらの事実を知ることとなった。

これらの事実を受け、議会は補正予算案の提出に至った経緯について、資料提供を幾度となく求めたが十分な資料の提出はなかった。

議会は、これまでも提出された予算案には、不都合な事実が伏せられているのではないか、事実を知らされないまま予算案を審査・審議をし、議決をしているのではないかと、との疑念が生じた。そこで、これら一連の事実を解明し、再発防止と今後の事務処理に向けた取組につなげていくことが重要であり、事実確認の調査を行うため、「農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明についての事実確認に関する調査特別委員会」が令和3年9月定例会において設置された。

また、議会は、客観的な調査のために、笠岡市監査委員に対し、地方自治法第98条第2項の規定による事務監査請求を行い、結果報告を受けた。

さらに、地方自治法第98条第1項の検査権及び第100条第1項の調査権を行使するため、令和3年12月定例会においてその権限が特別委員会に委任された。

特別委員会では

- (1) 予算提案に至るまでの経緯についての実事確認。
- (2) 笠岡市監査委員作成の「事務監査の結果に関する報告」（令和3年11月18日付け）に記載された事項についての実事確認。
- (3) その他関連事項

を調査事項とした。

## 凡 例

### 1 略称について

「市」	笠岡市
「市長」	笠岡市長
「対象地」	旧笠岡湾干拓地粗飼料生産供給基地
「募集要項」	旧笠岡湾干拓地粗飼料生産供給基地活用事業に係る事業者募集要項
「活用事業」	旧笠岡湾干拓地粗飼料生産供給基地活用事業
「J社」	株式会社ジェイ・イー・ティ (旧笠岡湾干拓地粗飼料生産供給基地活用事業受託者)
「協定書」	旧笠岡湾干拓地粗飼料生産供給基地活用事業基本協定書
「コロナ交付金」	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
「議会」	笠岡市議会
「特別委員会」	農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明についての事実確認に関する調査特別委員会
「感染症」	新型コロナウイルス感染症

### 2 報告書に出てくる部署について

「産業部」	活用事業及び農業振興施設改修事業を担当する部
「農政水産課」	産業部内にある活用事業及び農業振興施設改修事業を担当する課
「政策部」	予算要求前に新規事業などの事業の必要性等を事前評価を担当する部
「秘書課」	政策部内にある市長及び副市長の日程調整を担当する課
「総務部」	事前評価及び予算編成を担当する部
「財政課」	総務部内にある予算編成を担当する課

### 3 金額の記載については税込額

## 目 次

はじめに

第 1	結論	1
1	市長の責任	
	(1) 予算に関する不適切な提案説明	
	(2) 契約遵守に関する認識の逸脱	
	(3) 公文書等に関する認識の逸脱	
2	改修費用負担の明確化	
3	市長の圧力による混乱	
4	事務監査の結果に関する報告との事実確認	
第 2	経緯	4
1	プロポーザル入札と契約	
2	農業振興施設改修事業	
3	募集要項の記載誤りについての説明	
4	補正予算に係る提案説明についての事実確認	
5	特別委員会の設置及び監査請求	
第 3	調査内容の結果及び問題点	6
1	募集要項の記載誤り又は改修に関する認識の違いについて	
2	予算提出までの議会への報告，説明の未実施について	
	(1) 4月補正予算コロナ交付金を財源とする経緯と議会の審査・審議について	
	(2) 6月補正予算の説明及び経緯と議会の審査・審議について	
3	決裁文書及びそれに準ずる記録の管理について	
4	事前評価シートを含む公文書の開示に関しての取扱いについて	
5	J社側の事業負担の認識について	
6	事務監査の結果に関する報告について	
	(1) 「市の契約遵守についての認識」	
	(2) 「予算案の目的の変質」・「議会の軽視」	
	(3) 「公開条例に基づく資料の提供について」	
7	特別委員会に関しての職員間の会議について	
8	水と緑のふれあい広場の運営について	
9	パワーハラスメントに関して	
第 4	職員アンケート	13
1	アンケート調査の実施とその結果についての委員会の判断	
2	アンケートの実施	
	(1) 調査期間	
	(2) 回答方式	
	(3) 調査対象	
	(4) 周知方法	
	(5) 回答状況	
	(6) 設問別回答状況	
	(7) アンケート自由記載欄への記述	
第 5	委員会の判断	20

第6	再発防止策	21
1	職員の法令遵守意識の向上を行うこと。	
2	笠岡市文書取扱規程に基づく文書主義の原則の徹底を行うこと。	
3	笠岡市事務決裁規則に基づく業務に関する責任を明確にすること。	
4	予算概要及び新規事務事業シートの記載内容の見直しを行うこと。	
5	笠岡市情報公開条例に関する認識の統一化を図ること。	
6	いかなるハラスメントの撲滅を徹底すること。	
7	規律ある風通しの良い職場を醸成すること。	
8	監査の役割と重要性を正しく理解すること。	
9	二元代表制と行政の仕組み及び議会の役割を正しく理解すること。	
第7	特別委員会の設置	24
1	設置決議	
2	特別委員会の名称	
3	特別委員会の定数	
4	委員長，副委員長及び委員の氏名	
第8	調査事件	25
1	調査事項	
第9	特別委員会の開催状況	25
第10	証人喚問，参考人招致	27
1	証人として喚問した者，証言を求めた事項	
2	参考人として招致した者，意見を求めた事項	
第11	資料，記録の請求	30
1	地方自治法第100条第1項で提出を求めた資料又は記録	
2	地方自治法第100条第10項で提出を求めた資料又は記録	
第12	証言拒否等	32
1	証人の出頭拒否等の状況	
2	証人の証言拒否等の状況	
3	虚偽の証言，自白の状況	
4	記録の提出拒否の状況	
5	宣誓拒否の状況	
第13	告発	32
1	告発の状況	
第14	調査経費	33
第15	弁護士委託	33
1	委託先	
2	委託内容	

おわりに

## 第1 結論

特別委員会は、市長をはじめとして関係人に対する証人喚問及び参考人招致並びに請求した資料及び記録を基に調査し、次の結論を得た。

### 1 市長の責任

市長には、執行機関として、地方自治法、地方財政法等の法令に従って誠実に事務処理を行う法的責任がある。また、市を統括し代表する市長には最高責任者としての責任が課せられている。

市長は、旧笠岡湾干拓地粗飼料生産供給基地施設改修事業が計上された令和3年度4月補正予算では、主財源をコロナ交付金とした。国へのコロナ交付金申請には、募集要項の記載誤りを記載できないと認識し、予算書等の予算関係書類や議会への予算提案説明に関しても、募集要項の記載誤りに関する記述・説明を行わなかったことを当然としている。

しかしながら、募集要項の記載誤りの部分である合併処理浄化槽設置は、契約遵守の立場から、市が早急にしなければならない事業であり、議会への説明や早急な対応は当然のことであったという認識は、希薄であったと言わざるを得ない。

これらの事案を勘案すると、市を統括し代表する市長には責任がある。

#### (1) 予算に関する不適切な提案説明

議会に対してなされた予算に関する一連の説明は、国からのコロナ交付金を使うため、不利となる情報を提供せず、真実を覆い隠すものであった。これは議会の審査・審議を阻害するものであり、議会を軽視し、執行機関が行う事務として極めて不適切である。

#### (2) 契約遵守に関する認識の逸脱

早急な改修を依頼していたJ社に対して、市側は急いでいないとの認識であり、市とJ社とが交わしている協定書等の契約を遵守の観点からも、市側の認識が不十分であり、J社に対して多大な迷惑をかけている。

### (3) 公文書等に関する認識の逸脱

J社との協議業務を含む日常業務においても協議記録や所管部署内での記録等についての文書がなかった。人事異動の際に行う引継業務に関して、文書により行うことが基本であるにもかかわらず、口頭で行われた箇所もあった。口伝えによることは、時間が経過することにより、記憶からその情報を失われることとなっている。これらのことは、事務処理及び決裁文書やそれに準ずる記録などの管理が適切に行われておらず、責任の所在が不明確となる原因の一端でもあることが露見したものである。

加えて、笠岡市情報公開条例の不開示事項の意思形成過程の認識等に関しても、庁内でも差異があることが判明したものである。

## 2 改修費用負担の明確化

市側からJ社に対して、改修工事の費用60万円の負担要請があったが、内訳、根拠、理由について明確な内容を提示したものはなく、金額については目安として示されたもので、J社は十分に納得した状況でなく、社内の正式な了承は得ていない。

このような状況下、令和3年度4月補正予算及び6月補正予算の計上を行っている。

市は、J社に対して、改修工事の費用負担を求めるものであれば、内訳、根拠、理由について明確なものを示し、募集要項の記載誤りを解消する合併処理浄化槽設置についての改修事業を行うように手続を行うべきである。

## 3 市長の圧力による混乱

活用事業は、対象地と水と緑のふれあい広場を総合的かつ効果的な活用をすることで、公募型のプロポーザルを行っている。しかしながら、水と緑のふれあい広場の運営については、協定書締結後、対象地の事業と広場の運営事業を切り離して契約をやり直している。

J社役員等が市長室を訪問した際において、市長からJ社に対して、水と緑のふれあい広場の賃借料に関して、事前の市とJ社の約束を反故にする非現実的な発言があった。また、市長が、その席上、前産業部長の責任として理不尽な叱責をおこなっており、J社社員には、パワーハラスメント、いわゆるパワハラと、とれたとの認識を記憶している。

さらに、毎週金曜日に行われている市長を中心とした産業部会議では、かなり厳しい口調での指示があった。

それらの発言により、前産業部長はJ社との当初の契約が破棄にまで及ぶのではないかと危惧した。そこで、市長の発言に責任を感じ、当初に締結されたJ社との契約

の変更に至り及んだ。

市長からの職員に対してのパワハラともとれる発言に起因する圧力により、本来の業務が後回しになり、職員の不安を煽ることにより、募集要項の記載誤りに関して隠ぺいともとれるような事態になった。

市長として、自身も覚えていない軽率な発言により、J社にも混乱を与え、J社が行う事業計画の変更を余儀なくされたことが認められる。

また、副市長は、「市長の言い方は、後へは引かないような言い方（ではあるので）、パワハラとは思わない。声は大きくなるが、内容的には圧力的な言い方ではない。市長が管理職以外の職員を怒っているのを聞いたことがない。」と発言している。加えて、市長は、「パワハラは本人がどう感じるかだと思う。」と述べている。

しかしながら、産業部会議でこれらを見ていた職員は凍り付くような雰囲気の中で、パワハラだと感じていた。前産業部長は、「なぜ理解してもらえないのか、なぜここまで言われたいいけないのか。」との証言があり、苦悩を抱えていた事実がある。

市長の無自覚な圧力による混乱と、それを全く意に介さず、職員を守る立場にある副市長の事務方トップとしての責任については、市民の信託を裏切るものである。

#### 4 事務監査の結果に関する報告との事実確認

特別委員会では、笠岡市監査委員が作成した「事務監査の結果に関する報告」に記載された事項についての事実確認も調査事項として行われた。

これは市長から、監査委員に対して事務監査報告についての訂正を求めたことにも起因している。

この市長が事務監査報告に対し訂正を求めたことは、市長が監査の役割と重要性を理解しておらず、前代未聞の行為である。

今回の証人喚問、参考人招致による証言において、監査委員が「事務監査の結果に関する報告」で判断されている「市の契約遵守についての認識」「予算案の目的の変質」「議会の軽視」「公開条例に基づく資料の提供について」の項目について、改めて確認したが正しく報告されていると実証することができた。



## 第2 経緯

### 1 プロポーザル入札と契約

市は、笠岡湾干拓地内にある対象地及び対象地と隣接する水と緑のふれあい広場の総合的かつ効果的な活用が可能な事業者を選定するため、令和元年12月から令和2年1月にかけて募集要項により公募型プロポーザル入札を実施した。審査の結果、J社が優秀提案者となり、令和2年4月17日に市とJ社は協定書を締結した。

### 2 農業振興施設改修事業

市は、令和3年3月定例会において、対象地に合併処理浄化槽の設置を行うため、財源をコロナ交付金493万円、諸収入60万円とした合併処理浄化槽設置及びトイレの洋式・水洗化改修事業553万円を、令和3年度4月補正予算（第1号）の事業として議会に提案した。事業内容の説明は「旧粗飼料生産供給施設を活用するにあたり、農福連携や視察受け入れに対応し、衛生環境を向上させるため、トイレの洋式化改修、合併浄化槽の整備を行う。」であった。また、これはトイレからの新型コロナウイルス感染や蔓延を防ぐためであり、コロナ交付金の対象となると説明もあった。議会は、審議の結果、感染症対策事業としては不適切であることにより、4月補正予算の合併処理浄化槽設置及びトイレの洋式・水洗化改修事業の部分を削除し、予算の減額修正の議決をした。

次に、令和3年6月定例会において、上記事業について財源を市債440万円、諸収入60万円と変更した上で再提案がなされた。事業内容の説明は、「次世代型農業施設、農業研修施設、観光農園として活用予定である旧粗飼料生産供給基地の管理棟トイレの水洗化、洋式化を行う。」であった。

議会は、契約後の貸付物件を、本来、市が改修する義務があるのかという疑義が生じたため、岡山県等が行っている施設改修に係る補助金等の申請による財源確保も含めて再検討するべきとし、6月補正予算の合併処理浄化槽設置及びトイレの洋式・水洗化改修事業の部分を削除し、予算の減額修正の議決をした。

### 3 募集要項の記載誤りについての説明

前項での状況の下、令和3年9月定例会（初日令和3年8月31日）の冒頭に市長から、募集要項において、作業管理棟のトイレが合併処理浄化槽に接続されていないにもかかわらず、「接続済み」との誤った記載があり、事業者はその事実を知らずに応募に至ったことの説明があった。さらに、合併処理浄化槽の設置事業の施設改修の必要性について3月及び6月の定例会において、その説明ができていなかったことについて、市長からお詫びがあった。

#### 4 補正予算に係る提案説明についての事実確認

市長から募集要項の記載誤りについての説明が行われ、令和3年度9月補正予算でも改修事業の提案があった。事業内容の説明は6月と同様である。そこで、予算審査・審議のため、これまでの詳しい経緯並びに3月及び6月補正予算での説明に関する決裁文書、予算事前評価シートなどの提出を市に求めた。

しかし、一切の該当する書類がないとし、当該予算の要求から予算提案に至るまでの経緯のみが記載された書類が提出された。

当然ながら提出されると思われた予算事前評価シートや査定概要などは、笠岡市情報公開条例の不開示事項の意思形成過程にあるものであり、すべてを出してしまうと、今後の同種の事務事業に係る公正かつ適正な意思形成過程に支障が生ずるとの認識に立ち、資料の提供を控えたとし、提出されなかった。

(これらはのちに監査委員の監査に際し、農政水産課と財政課からすべて提出された。)

#### 5 特別委員会の設置及び監査請求

令和3年9月定例会において、市長から、令和3年度4月補正予算及び6月補正予算で提出されている合併処理浄化槽設置及びトイレの洋式・水洗化改修事業について、募集要項の記載誤りがあり、契約先はその事実を知らず契約をしたことにより、改修の必要があることを説明できていなかったことについてのお詫びがあった。

これを受けて、議会はその経緯について資料の提出を求めたが、決裁文書をはじめ、予算を審査・審議できる資料は提出されなかった。そこで事実確認の調査を行う必要があると考え、令和3年9月定例会において特別委員会の設置が議決された。

さらに、特別委員会は、9月27日に笠岡市監査委員に対して監査を求める監査請求を決議し、9月29日の本会議において、その発議が議決され、11月18日付けで、監査委員から事務監査の結果報告を受けた。

この事務監査報告に対し、市長は、監査委員に対して、文書での訂正の申入れを行っている。事務監査報告に訂正を求めることは、独立性を持つ監査委員の仕組みを否定することである。

これらの事実を踏まえ、事実確認を行うため、地方自治法第100条第1項の調査権を行使するため、令和3年12月定例会（12月24日）において、その権限が特別委員会へ委任された。

市長は、証人喚問の際、監査委員の退職について、「監査報告も出ているのに、まだ審査を受けているのに、どうして監査委員が突然辞めたのかわからない。」との発言もあった。

### 第3 調査内容の結果及び問題点

#### 1 募集要項の記載誤り又は改修に関する認識の違いについて

本件で問題になったのは募集要項の記載誤りについての市側とJ社の認識の違いである。

J社は令和2年6月1日から該当建物の使用を開始している。J社担当者が、6月11日に、農政水産課職員に口頭で、合併処理浄化槽の未設置について伝えている。

さらに、令和2年7月22日、J社役員等が市長室を訪問した際、市長に対して口頭で合併処理浄化槽設置を依頼している。後日、市側からは、令和3年3月議会へ、改修費用の予算を要求するとの話があった。改修事業に関しては、J社は、3か月おきぐらいに、市側と定期的に話をしており、その際も設置に関してお願いをしていた。J社側から改修に関して急いでいないという話は一切しておらず、従業員に対してもマネジメント上必要であった。先延ばしにしてもいいという回答、方針は伝えていない。市側がそのような認識を持っていたことは失礼で腹立たしくバカにしていると、J社社員は感じている。

財政課では、令和2年7月から8月ごろの9月補正予算編成前に、前産業部長から募集要項の記載誤りがあり、合併処理浄化槽を設置する必要があるため、補正予算又は当初予算に計上できないかとの相談があった。その時点で募集要項の記載誤りを認識しており、その情報を財政課内で共有している。

副市長は、令和2年6月又は7月に、前産業部長から募集要項の記載誤りについて報告を受けており、その時点で認識をしている。

市長は、令和2年7月22日、J社が契約締結の挨拶に来庁された際、J社役員から募集要項の記載誤りを聞き、認識をしている。

総務部長は、令和3年7月上旬に募集要項の記載誤りを認識した。

令和3年4月の人事異動による配置換えがあり、現農政水産課長は令和3年4月以降、現財政課長は令和3年7月ごろにそれぞれ募集要項の記載誤りを認識した。

前産業部長から財政課に改修事業の予算について相談があったとき、前財政課長はすぐに議会へも報告しておくように助言しているが、前産業部長はその助言があったことを忘れていた。

また、市長から、前産業部長に対し、水と緑のふれあい広場の早期活用について進めるよう厳しい口調での指示を受けていた。その他にも、多くの案件を抱え、市長室で毎週行われる産業部会議では、市長の前産業部長への圧力的な言い方を見ていた職員は、「凍り付くような雰囲気」であったとの証言があった。

市側は、改修は急がないとの認識をもとに、予算を遅れて令和3年3月以降に計上し

ていると推測するが、J社は早急な改修を依頼しており、双方の認識について大きなずれが生じていた。

改修要望に関しての双方の認識のずれにより、改修工事の予算計上時期が遅れたということは否めないが、本来の責任は市側にあり、契約不適合責任であるため、早急な対応が必要であったことは言うまでもない。行政として契約遵守の認識がかなり希薄である。

## 2 予算提出までの議会への報告、説明の未実施について

### (1) 4月補正予算コロナ交付金を財源とする経緯と議会の審査・審議について

改修事業は新年度当初予算として予算編成の準備が進められていた。農政水産課は募集要項の記載誤りを記載した事前評価シートをもとに令和2年11月2日、予算に向けてのヒアリングを受けている。令和3年1月15日には市長査定があり、査定概要に募集要項の記載誤りとの記載がある。また、口頭でも募集要項の記載誤りについて説明を行っている。

しかしながら、令和3年3月、財政課は財源をコロナ交付金へと振り替えることを検討した。市への負担がないならそのほうが良いと市長も判断している。ここで事前評価シートの記載から募集要項の記載誤りについて削除されている。前産業部長は、J社と改修の合意ができているとの認識があり、改修予算提出時に報告・説明を行えばよいと思っていた。しかし、3月定例会では、財政課が一括して説明をしており、産業部として補正予算を説明する場がなく、募集要項の記載誤りについて報告・説明する機会を失ったとの認識であった。

財政課は、財源をコロナ交付金とすることにより、募集要項の記載誤りが認識できなくなることは想定しておらず、農政水産課が事前に議会に説明をしてあるものとの認識であった。

副市長は、財源のみを考えており、募集要項の記載誤りについて議会への説明を行ってなかった。また、3月定例会には、コロナ交付金を獲得するため、感染症対策としての必要性を重視し、募集要項の記載誤りが表に出ると、コロナ交付金の獲得が難しくなることから、募集要項の記載誤りを新規事務事業シートに記載することはしなかったと認識している。

さらに、改修の本来の理由を知っていた市長は、感染症対応という体裁を整えるためには、募集要項の記載誤りを表に出すわけにはいかないと発言している。しかし、その後、両方を説明した方がよかったと発言を翻している。

## (2) 6月補正予算の説明及び経緯と議会の審査・審議について

3月定例会において予算削除修正があったため、議会終了後、市長、副市長、関係部課長と協議を行い、今後の方向性を決めている。現農政水産課長は、令和3年6月補正予算提出時には、4月補正予算審議では財源が不適切との指摘があり、財源のみを考えており、改めて本来の事業目的を議会への説明をすることについての意識が希薄であった。また、募集要項の記載誤りの部分については、隠すつもりはなかったが、触れられたくない部分でもあったとの認識であった。

したがって、誰からも本来の事業の必要性に関して説明をしようとしておらず、財源の変更と利便性向上を理由とした事業提案が行われたこととなっている。

予算の提案に至るまでの過程において職員間で募集要項の記載誤りに関して議論したことがない。さらに、これら一連のことを議会が知らず、1年以上経過していることについて、執行部が事業の必要性を覆い隠して、体裁のみを整えようとする姿勢は非常に問題である。

令和3年9月定例会へ向けての協議の中では、市の責任を感じた執行部が議会への報告を確認し、未報告であった事実を知った。そこで議会に対して募集要項の記載誤りについて市長が説明をすることとした。これらは明らかに、責任の所在が不明確で、無責任な業務の在り方が露見したものである。

## 3 決裁文書及びそれに準ずる記録の管理について

資料・記録の請求及び証人の証言により、この農業振興施設改修に関する起案・決裁文書について、多くが作成されていない。本来、このような公文書に関しては、適正に作成をしておくことが求められているにも関わらず、それがなされていないことが、責任の所在の不明確であることにつながっていることが明らかになったものである。

## 4 事前評価シートを含む公文書の開示に関する取扱いについて

市は、予算事前評価シートについて、笠岡市情報公開条例の不開示事項の意思形成過程にあるものであり、すべてを出してしまうと、今後の同種の事務事業に係る公正かつ適正な意思形成に支障が生ずるとの認識にたち、資料の提供を控えることとした。そのため、議会が請求した資料として提出されなかった。事業が完了していても意思形成過程にあるものは全て公開できないとの誤った認識であり、監査委員から指摘を受けた後に提出された。

また、補正予算新規事務事業シートの記載事項について、財政課が農政水産課に、感染症対策で必要な改修である旨の記載をするよう指示をしている。これは、コロナ交付

金を活用する事業では、国への事業計画等にその記載が必要であるとのことであった。

一方で、募集要項の記載誤りによる改修に関しては、新規事務事業シートに記載しなくてもいいとの認識であった。

## 5 J社側の事業負担の認識について

令和3年度4月補正予算及び6月補正予算では、諸収入60万円を財源の一部としている。トイレの洋式化に対する負担であり、市長から前産業部長に指示があった。当初の負担予定額は100万円であったが、交渉により60万円となったが、J社側からの正式な回答はもらっていない。J社としては市側から、改修工事の費用負担要請があったが、内訳、根拠、理由について明確な内容を提示したものはなく、金額については目安として示されたもので、十分に納得した状況でなく、社内の正式な了承を得ていない。

予算提案に計上されている金額であるにもかかわらず、市側はJ社に対して明確な根拠や内訳を資料として提出していない。ここでも市側の事務処理に対する認識の希薄さが明らかとなっている。

## 6 事務監査の結果に関する報告について

特別委員会は、監査委員が行った事務監査報告の項目について調査をし、確認を行った。

### (1) 「市の契約遵守についての認識」

トイレを洋式化することを含めた合併処理浄化槽設置等の改修工事に関する費用は、令和3年3月定例会に3年度4月補正予算として初めて計上し、提出している。4月補正予算への計上は、市側は、改修は急がないとの認識を基に計上していると推測するが、J社は早急の改修を依頼しており、双方の認識について大きなずれが生じていた。改修要望に関しての双方の認識のずれにより、改修工事の予算の計上時期が遅れたということは否めない。これらのことは、市とJ社とが交わしている協定書等の契約を遵守の観点からも、市側の認識が希薄であることが確認できた。

法に基づき予算を執行する側の判断としてあるまじき行為であり、市長及び執行部の責任は重大である。

### (2) 「予算案の目的の変質」・「議会の軽視」

合併処理浄化槽設置及びトイレの洋式・水洗化改修事業の財源については、4月補正予算では、コロナ交付金とJ社の負担金の諸収入としていた。6月補正予算では、市債と諸収入、9月補正予算では、中山間ふるさと・水と土保全対策基金繰入

金を財源としていた。

いずれの補正予算においても、衛生環境の向上のための洋式化と合併処理浄化槽を設置との説明のみである。また、4月補正予算時の新規事務事業シートの記載は、コロナ交付金を活用することのみの記載であり、本来の改修の主目的である募集要項の記載誤りに起因することは、説明・記載において一切触れられていない。

初めて改修工事を予算化した4月補正予算では、事業内容について、感染症対策や対象地の施設の衛生環境向上といったことを主目的することに置き換えており、それ以降の補正予算については、補正予算から削除となった理由が、財源が不適切であることや財源の再検討を理由としていることから、財源を検討しているのみで、本来の改修の主目的について検討がされていない。

多くの職員が募集要項の記載誤りを認識しながら、所管部署は、募集要項の記載誤りの認識から、改修工事の予算化を行った令和3年3月定例会までに、毎月行われている議会厚生産業委員会協議会においても、報告や説明を行っていない。

議会は、予算案の事業に関する正しい情報の提供があり、初めて、審査・審議できるもので、今回の案件については、多くの職員が募集要項の記載誤りを認識している状況の中、副市長による議会の情報開示請求に対する不誠実な対応からすると、市側が、この予算に不利となる情報を提供したくないと考えていたことは明白である。二元代表制の下、執行部と議会が、お互いに対等の立場に立ち、議論を重ねながら、市の発展に取り組むことが、損なわれた。このことは、議会軽視であり、市民に対する背信行為であることが確認できた。

### (3)「公開条例に基づく資料の提供について」

この特別委員会の運営を通して、市側に、合併処理浄化槽設置及びトイレの洋式・水洗化改修事業に関する資料提供を求めてきた。

しかしながら、予算事前評価シートに関しては、今後の同種の事務事業に係る公正かつ適正な意思形成に支障が生ずるとの認識から、当初、提供が拒否される事態となった。その後、監査委員による資料請求が行われ、多くの資料が提出された。市の不開示の理由付けは、提出しなかった資料、事業評価シートに募集要項の記載誤りが明記されていたことから、これが不都合な情報だと考え、議会の目に触れることをおそれたものと思われる。公文書に関する情報の開示について、証人として証言をした職員の間においてもその認識が異なっている。

「市長及び副市長は、いたずらに不都合な事実を糊塗して覆い隠すのではなく、失敗は失敗として明らかにして、新たな展開を図るという姿勢が必要である。」と監

査委員は述べている。また「同じ過ちを繰り返すことのないよう早急に対策を立てる必要がある。」とも述べている。

資料の提供が円滑に行われなかったことは、議会と市の信頼関係を損なう状況を生み出したとの事務監査報告の指摘が正当であることが確認できた。

#### 7 特別委員会に関しての職員間の会議について

令和3年12月、百条委員会に関しての知識がないとして市長室において職員間の会議の場をもっている。さらに、令和4年4月22日、5月2日にも行っている。

4月22日は、4月13日の特別委員会で市長の前産業部長に対するパワーハラスメント的な発言あり、今回の特別委員会の案件と結びつけることができるのか否かについて弁護士に見解を聞くために開催をしている。5月2日は、前産業部長にその見解を伝えるために開催していた。

この事実は口裏合わせともとれる事案である。この会議は、秘書課長による庁内ポータルでの職員招集であり、秘書課長からは市長からの指示があったわけではなく、付度して行ったものであるとの証言がある。しかしながら、市長の了解なく市長室での会議が開催されるはずもなく、市長自身の指示があったと推察できる。市長室に招集された職員は当然市長からの招集であると認識をしているが、市長はあくまでも招集をしたのは自分ではないと証言している。また、司会役の総務部長でさえも誰が招集したのかわからないと証言をしている。上記のとおり、この会議は市長の指示によって開催されたと考えるのが自然であるが、それにもかかわらず、市長が同事実を否認し、総務部長も誰が招集したかわからないなどと証言していることから、いかに市長が圧力をもって職員に付度をさせているのかが明白となった。



以下の項目は、この特別委員会の調査事項と間接的に関係があり、証人尋問、参考人招致の質問・回答があったので記載する。

## 8 水と緑のふれあい広場の運営について

J社は、事業計画書の中で、広場の交流・賑わいの創出の提案をしている。

令和2年7月22日、J社が市長室を訪問の際、市長が広場の計画を早く進めるよう依頼をしている。J社は、対象地の事業が軌道に乗った2～3年後から、広場の活用を進める計画で合意し、協定を結んでいる。しかし、突然市長から「本来広場の賃借料は年間3億6千万円がかかるのだから、それを払ってくれ。」との発言があった。J社にとっては、論外の話であり、市長室での発言でもあることから、たとえ冗談としても大変不愉快だと感じている。その席上、市とJ社との認識が大きく違うことに対して、前産業部長の責任であると市長が厳しく叱責しており、同様の場面を目にした旨、J社社員からの証言があった。

この後でも、毎週金曜日に行われている産業部会議で、市長から前産業部長に対して、広場の計画の件について、早期に進めるよう、かなり厳しい口調で指示があった上、実施できなければ、J社との契約を破棄するとの発言があった。これらのことが起因となり、令和2年10月ごろ、対象地事業と広場を切り離して契約をやり直している。

前産業部長は、大きな声で言われていたこともあり、そのときに、「なぜ理解していただけないのか、なぜそこまで言われたいといけないのか」と辛かった心情を告白している。

## 9 パワーハラスメントに関して

副市長は、「パワハラとは思っていない。後へ引かないような言い方、相手のとらえ方だと思う。声が大きくなるが、内容的にはそんなに後へ引くような言い方ではない。私は管理職以外の職員を市長が怒っている（声）を聞いたことはない。」と証言している。

市長は、「パワハラは、本人がどう感じるかだと思う。パワハラがあるとしたら、市の窓口で情報があがってくる。」と発言している。

しかしながら、市長から前産業部長へ対する厳しい口調での発言がなされた毎週金曜日に開かれている産業部会議は、当時出席していた職員は、「凍り付くような雰囲気である」と感じ、その発言が前産業部長に対するパワハラであるとの認識を持っており、週末に電話でお互いを慰めるようなやりとりをしていたとの証言もしている。

パワハラが今回の直接の要因になったかは確定できないが、事務監査報告にも「市民に資するまちづくりには、職員たちの自発の声、自発の行動が組織として不可欠である。組織の最高責任者である市長及び副市長は、職員たちが誇りを持ち、忌憚のない意見を活発に交わし合えるよう心を砕き細やかな配慮を尽くすべきである。」と意見が述べられており、市長の圧力的な発言や振る舞いが職員を委縮させ、職務にも大いに影響を与えていることは確かである。

## 第4 職員アンケート

### 1 アンケート調査の実施とその結果についての委員会の判断

特別委員会では、再発防止のための調査の参考にするための職員アンケートを実施した。

回答率の低さは、本件に関する関心の低さに起因すると考える。言い換えれば、本アンケートに回答を寄せた市職員は、本件で職務に大きな影響を受けているとも考えられる。

設問とともに寄せられた自由記載をみると、100条委員会制度、事務監査請求、公文書の取扱いに関して、回答項目とずれた内容も見受けられる。したがって、本来の理解とは異なっており、上記各制度に対する市職員の理解は正しい理解とは言えないということも大いに考えられる。また、職場の風通しについては、市長に対するかなり痛烈な批判があり、回答率の低さによる偏りと取るべきなのか、もしくは、総じて批判と理解していいのかは判断しかねるところである。

したがって、アンケート調査の目的は十分に達成できたとは言いが、傾向は見て取れると判断せざるをえない。

よって、特別委員会としては、全庁的に、後述する第6に記述した再発防止策について、しっかりと取り組む仕組みを作ることを希望する。

### 2 アンケートの実施

#### (1) 調査期間

令和4年8月30日から9月6日まで

#### (2) 回答方式

回答は、笠岡市電子申請サービスによる回答のみで行った。

#### (3) 調査対象

全職員976人（正職員・会計年度任用職員）

ただし、電子申請サービスを常時使用できる職員553人（正職員・会計年度任用職員）が調査の対象となった。

（４）周知方法

令和4年8月30日開催された「調整会議」の案件として提出し、職員に周知を依頼。※調整会議：各部主務課長が出席し、毎週火曜日に開始。各部間の連絡調整などを行うこととしている。

電子全庁掲示板において、職員に周知をした。

（５）回答状況

回答数 75

回答率 13.6%（前項記述の553人を対象として算出した回答率）

（６）設問別回答状況

設問1 あなたは、地方自治法第100条に基づく「100条委員会」の制度を理解していますか。

回答項目	回答数	回答率 (%)
理解している	51	68.0
理解していない	14	18.7
わからない	10	13.3

設問2 事務監査請求の制度と役割について理解していますか。

回答項目	回答数	回答率 (%)
理解している	37	49.3
理解していない	26	34.7
わからない	11	14.7
無回答	1	1.3

設問3 あなたは、次のことを意識して業務を行っていますか。

日常的にメモを取り、所属部署内での報告業務や引継業務について、正しく伝えることを意識して、業務を行っていますか。

回答項目	回答数	回答率 (%)
意識的にそうしている	34	45.3
なるべくそうしている	37	49.4
ときどきそうしている	4	5.3

あまり意識していない	0	0
意識していない	0	0

設問4 あなたは日常業務の中で、公文書の取扱いについての知識を持っていると思いますか。

回答項目	回答数	回答率 (%)
しっかりと理解していると思う	15	20
だいたい理解していると思う	51	68
あまりよくわからない	9	12
まったくわからない	0	0

設問5 あなたは、笠岡市役所が意見を交わし合える、風通しのよい職場であると思いますか。

回答項目	回答数	回答率 (%)
思う	20	26.7
思わない	38	50.7
わからない	16	21.3
無回答	1	1.3

#### (7) アンケート自由記載欄への記述

自由記載欄への記述は、各設問の自由記載欄に記述があったものを、原文のまま掲載している。ただし、特定の部署名の記述部分については、〇〇とする。

設問1 あなたは、地方自治法第100条に基づく「100条委員会」の制度を理解していますか。【自由記載欄記入件数：5】

回答項目「理解している」

・百条委員会を設置した意味はあったのでしょうか。調査が進んでいるかどうかもわかりませんし、設置しました→調査しましたで終わるのであればただのパフォーマンスでしかなく、そのための予算や時間が無駄になるのではないかと思います。また、第3項から7項の罪を犯したものと認めるときは告発しなければならないとありますが、そこまでするのでしょうか。やるならとことんしていただきたいと思います。(やらなければ意味はありませんよ。)

・100条委員会については、本来個人の不祥事等で設置されるものと考えていたため、今回のような事案での適用は違和感を感じる。

回答項目「理解していない」

・100条委員会は話題になっているので自治体の事務に関する疑惑や不祥事等の事実関係を調査するための委員会であることは知っているが、具体的な内容までは理解していない。

回答項目「わからない」

・一定の理解はしていると思うが、問いの程度がわからないので、「理解している」とは回答できない。  
・百条委員会という名称と虚偽の答弁をしたら刑事罰を受けることがあるくらいの知識しかありません。

設問2 事務監査請求の制度と役割について理解していますか。

【自由記載欄記入件数：3】

回答項目「理解している」

・ここでこの質問をするということは、事務監査請求を起こしますという暗示でしょうか。

回答項目「理解していない」

・地方自治法第75条により、選挙権を有する者が、その総数の50分の1以上の者の連署をもって監査委員に対して、普通地方公共団体の事務の執行に関して監査の請求をすることができる制度

回答項目「わからない」

・一定の理解はしていると思うが、問いの程度がわからないので、「理解している」とは回答できない。

設問3 あなたは、次のことを意識して業務を行っていますか。

日常的にメモを取り、所属部署内での報告業務や引継業務について、正しく伝えることを意識して、業務を行っていますか。【自由記載欄記入件数：4】

回答項目「意識的にそうしている」

・記録を少しでも残して、後になって、自分自身が、その案件の記憶をよみがえらすきっかけとしている。

- ・メモを取っても、指示がすぐに変わることが多い。

正直、上司が急に市長室に呼ばれる等で、上司とのコミュニケーションがとりづらい。メモをとるのもどういう指示をうけていたかの確認にはよいと思うが、今の状況だと不必要に時間を使っていると感じる。

回答項目「なるべくそうしている」

- ・報告、引継は丁寧に行っていると思う。一方、全ての書類を精読することは困難なので、報告は受けても、全てを理解していると思われるとつらい。担当者の中でしっかりと作り上げておくことが、やはり大事であると思います。中途半端で上司に投げて、上司は完成させてくれないと思います。今回の件も、担当者が初めの確認が出来ていなかった、に尽きるのではないかと考えています。

回答項目「ときどきそうしている」

- ・計画的な会議や業務は、記録や会議内容を記録していますが、突然の会議や業務では準備等出来ず、記録が残らない場合もある。

設問4 あなたは日常業務の中で、公文書の取扱いについての知識を持っていますか。【自由記載欄記入件数：1】

回答項目「あまりよくわからない」

- ・「公文書の取り扱いについての知識」がどのようなものを指すのかが分かりません。

設問5 あなたは、笠岡市役所が意見を交わし合える、風通しのよい職場であると思いますか。【自由記載欄記入件数：14】

回答項目「思う」

- ・現在の職場は、風通しのよい職場だと思う。しかし、風通しのよくない職場もあるのではないかとされる。
- ・自分の意見を言うことをしないにも関わらず、風通しが悪いという職員が多数いるように感じる。
- ・業務の遂行には、風通しよく情報共有を行うことは最低条件である。業務を行う上で、職員同士で意思疎通が出来なかったり情報が遮断されたりという経験はない。ただ、現状に満足するのではなく効率よく質の高い業務を行うためには、常に変化し最善を求め続けることが重要と考える。
- ・基本的には、意見を述べられる環境であるが、相手によってそうでない場合もある。

回答項目「思わない」

- ・風通しのよい職場であると全く思わない。

意思決定がなされるまでは、自由闊達な意見交換を許す雰囲気醸成していた組織であったのは平成27年まででした。

今はパワハラが許容され、意見を交し合える組織である以前に、市役所組織の将来に今絶望しています。

・担当が色々考え、課内で叩いて作った案や事業も鶴の一声で覆る。こんなことが蔓延っていいのでしょうか。また、それがよくないとわかっているからやれと指示が降りてくる。本来ダメなものはダメと止めないといけない人たちが言っても無駄だから止めない、挙げ句の果てに担当がいくら説明しても言うようにしろと言うのは単なるパワハラ（いわゆるパワハラ防止法での定義は具備していると思います。）ではないか。また、指示にしたがってやったことに対する責任の所在は担当者及び担当課となり、上の指示でやったと外に話そうものならだれがそんなこと言ったんだと犯人探しをする。現場を理解せず、市民を大事しない（ここでいう市民とは大多数の市民であり利害関係者ではありません）。こんな組織が風通しがよい職場と言えるのでしょうか。ここ数年で市制は崩壊していると言っても過言ではないと思います。

- ・部課長が決定すればいいことでさえ市長の判断を求めないといけない。
- ・市長の一方的な意思決定でみんなが困ってしまう場面が多いのでは。
- ・多くの若手職員が病気で休んでいる。
- ・副市長と職員の関係は良好。
- ・市長が変わってから、そういった協議の場がなくなったように感じる。

皆、自分の業務だけで手いっぱい。

市長の意向を気にして業務している。今の管理職も皆そう。

・市長がしている意思決定方法について、時間の無駄であると強く感じている。コロナ禍にも関わらず、市長室に部長級や課長級の職員を呼んで長時間の会議をしていると聞いている。

長時間部課長を拘束するしわ寄せが、その部下の職員の仕事の進め方に大きく影響している。

部課長に何を言っても、市長の考えにそぐわないと却下されるのはいかなものか。

市民の方から、他の市と比べても職員に活気がないとの声を聞いたこともある。

風通しの良い職場どころか、年々悪くなっているように感じている。

議会からも市長交代など、市長に対する強い措置をお願いしたい。

今の市長のままでは笠岡市の未来はないと思います。

- ・市長がまず話を理解しません。ハラスメントの元凶です。

回答項目「わからない」

- ・職場職場でそれぞれ違いはあると思います。なので、ひとくくりには出来ないと思いますが、気を病んで、長期休暇に入っている人が多い、とは感じています。原因は様々でしょうが、誰かに相談できないのか、と悲しくなってしまう。

- ・職場内では、意見を交わし合える雰囲気ではあるが、他部署についてはわからない。

- ・〇〇部は風通しの良い職場です。部課長の資質によるものが大きいと思います。

- ・笠岡市役所全体がという部分では、分かりませんが、わが職場はそうありたいと思っています。ただ、トップダウンな所もあり、風通しの悪い部分もあると思います。



## 第5 委員会の判断

議会は、市長が提案をした予算案、条例案等を本会議や委員会で質疑を通して審査・審議し、市の具体的政策を最終的に意思決定する議事機関である。

予算案の議決権は、議会のみが有する権限であることを地方自治法では規定している。予算案の審査・審議は、多面的・多角的な視点で、市長から提出された予算書やそれに付随する予算概要などを基に行い、疑問点に関しては、質疑を行うことで、賛否の態度決定ができるものである。したがって予算案の審査・審議を行う前提として、特に新規事業に関しては、予算概要などに目的、必要性、財源を含む事業内容が漏れなく簡潔に記載されていることが必要である。

本件各調査で明らかとなったとおり、これらの意思決定機関としての議会の役割を鑑みて、真実を覆い隠し、審査・審議を阻害することは議会を軽視しており、ひいては市民をごまかすことでもある。執行機関としての最終責任は市長にあり、市長として市民の信託を裏切るものである。

これまでの特別委員会の調査等に関して、市長は、「一切の悪意はなく、再発防止策などは考えていない。」としているが、この案件によりJ社は明らかに迷惑を被っており、さらにすべての責任の所在が不明瞭・不明確であり、これが特別な事案であったと断定はできない。

監査委員からも「同じ過ちを繰り返すことのないよう早急に対策を立てる必要がある。」と言及している。市長は、監査委員からの意見を真摯に受け止めるべきであるが、事務監査報告に対して訂正を求める申入れを行っていることは前代未聞の愚行である。

特別委員会の調査報告書をまとめるに当たり、今後このようなことが二度と起こらないよう再発防止の観点から市長に対して提言を行うことと判断した。

## 第6 再発防止策

### 1 職員の法令遵守意識の向上を行うこと。

職員が職務執行に必要な知識を持ち、法令を遵守することは公務員として当然のことである。しかし、本件では、特に契約遵守に対する意識が希薄であり、市側に都合よく解釈が行われた。よって、今回のことを契機として、市長をはじめ職員の法令遵守のための研修をさらに充実、強化することを求める。

### 2 笠岡市文書取扱規程に基づく文書主義の原則の徹底を行うこと。

本件では、特別委員会から市に対して、J社との協議記録や所管部署内での記録文書等の提出を求めたが、多くが作成しておらず、どのような過程で事業が進行していたのか不明瞭な部分が多くあった。文書作成を行い、事務処理を行うことは、業務を正確かつ迅速に、効率的に行うことができると考えられる。また、今回のような問題が生じた際、事後において、その内容を確認できる利点があることも考えられる。

改めて、文書主義の原則の徹底を求める。

### 3 笠岡市事務決裁規則に基づく業務に関する責任を明確にすること。

本件では、前項で記述した記録文書等の作成が徹底されていなかったことにより、業務の責任の範囲が不明確な点が多くあった。笠岡市事務決裁規則では、それぞれの業務に関して決裁区分が定められている。規則で定められている責任の範囲を明確にし、業務の円滑な執行を行うよう求める。

### 4 予算概要及び新規事務事業シートの記載内容の見直しを行うこと。

予算概要及び新規事務事業シートについては、予算を審査・審議するための重要な書類となっている。本件では、改修事業の本来の主目的が記載されず、真実を覆い隠すことにより、予算の審査・審議が阻害された。記載内容については、漏れなく、簡潔に記載するよう、見直しを含め、検討するよう求める。

### 5 笠岡市情報公開条例に関する認識の統一化を図ること。

本件では、事業評価シートの提出を求めたが、笠岡市情報公開条例に基づく意思形成過程の文書であるとの見解により提出が見合わせる事態となった。しかしながら、証人喚問において、それぞれの職員の認識が異なることが明らかとなった。不開示事項に関する認識を含め、情報公開条例に規定されている条項に対する職員の認識を統一することを求める。

6 いかなるハラスメントの撲滅を徹底すること。

本件では、市長による圧力が職員の業務に影響を与えていることが明らかにされた。

そのことにより、職務を正当化するための隠ぺいが行われたともいえる。不安を抱いた職員がいたにもかかわらず、それを受け止め、改善したり、是正することもできていない。

市長は、自身の市長としての立場をしっかりと理解し、職員に向き合うことを強く求める。

7 規律ある風通しの良い職場を醸成すること。

「市長が白と言えば白である」といった市長のために仕事をしているような間違っただ認識を正し、市職員として市民のための職務であることを再確認することを求める。

また、いつでもどのような場面においても職員の意見を聞くことができるよう、規律ある風通しのよい職場を醸成すること求める。

さらに、第三者がハラスメントについて、おそれることなく申告できるような職場風土の確立を強く求める。

特別委員会が実施した職員アンケート調査において、「笠岡市役所が意見を交わし合える、風通しのよい職場であると思うか。」の問いに、回答があった半数の職員から、「思わない」との回答があったことを、重く受け止めるよう申し添える。

8 監査の役割と重要性を正しく理解すること。

監査委員は、独立した執行機関で、市民に代わって市民のために、地方公共団体の財務事務や事務の執行等の行政運営が、公正で合理的かつ効率的に行われているかについてチェックを行っている。

このたび、市長が監査委員に対して、事務監査報告の訂正を求める申入れを行ったことは、監査委員の役割を理解していない非常識な行為と言わざるをえない。監査委員の権限そのものを否定するような今回の愚行は、監査委員の名誉を傷つけものである。

市長は、監査委員そして監査の役割と重要性について、正しく認識をし、理解することを求める。

9 二元代表制と行政の仕組み及び議会の役割を正しく理解すること。

市長と議会との二元代表制は，地方自治制度の根幹をなすものとされている。それぞれが独立・対等な立場で相互に抑制し，その均衡と調和の上で成り立っている。

市長は，二元代表制の下での議会の役割，行政の仕組みを改めて正しく認識，理解することを求める。

市長は，速やかに再発防止策を具現化し，持続的で効果あるものとなるような取組を行い，遵法精神と倫理規範の意識を高め，市民の信頼回復に努めるよう強く求める。

## 第7 特別委員会の設置

### 1 設置決議

令和3年第3回笠岡市議会9月定例会（令和3年9月9日（木））

「特別委員会の設置」

令和3年第4回笠岡市議会12月定例会（令和3年12月24日（金））

「付託案件に係る調査権の委任の申出」

### 2 特別委員会の名称

農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明についての事実確認に関する調査特別委員会

### 3 特別委員会の定数

8人

### 4 委員長，副委員長及び委員の氏名

委員長 原田 てつよ

副委員長 齋藤 一信

委員 大月 隆司

委員 栗尾 典子

委員 坂本 亮平

委員 仁科 文秀

委員 東川 三郎

委員 藏本 隆文（令和4年5月18日辞任）

委員 藤井 義明（令和4年5月23日選任）

## 第8 調査事件

### 1 調査事項

- (1) 募集要項では、作業管理棟のトイレは合併処理浄化槽が接続済みとの記載であるが、合併処理浄化槽は設置されてはなかった。令和3年3月及び6月の定例会において、募集要項の不備については説明がなされておらず、予算提案に至るまでの経緯についての事実確認。
- (2) 笠岡市監査委員作成の令和3年11月18日付け「事務監査の結果に関する報告」に記載された事項についての事実確認。
- (3) その他関連事項

## 第9 特別委員会の開催状況

回数	開催日時	内容
第1回	令和3年9月9日(木) 午前9時34分～午前9時38分	正副委員長の互選
第2回	令和3年9月27日(月) 午前9時4分～午前9時4分	監査請求に関する決議について
第3回	令和3年10月8日(金) 午前9時29分～ 午前10時50分	委員会内での認識共有について 関係者との質疑応答について 資料請求について
第4回	令和3年11月18日(木) 午後1時29分～午後2時19分	提供資料の内容検証 調査の進め方について
第5回	令和3年12月1日(水) 午前8時57分～午前8時59分	事務監査の結果報告について 事務監査結果の議会への報告について
第6回	令和3年12月22日(水) 午前10時38分～ 午前11時6分	特別委員会への調査権の委任について 令和3年度調査経費について
第7回	令和4年1月20日(木) 午前9時30分～午前9時55分	証人尋問等の進め方について 法律アドバイザーについて 証人出頭要求について
第8回	令和4年2月4日(金) 午後1時～午後4時21分	証人尋問 参考人出席依頼について 令和4年度調査経費について

第9回	令和4年2月21日(月) 午前10時～午前11時26分	参考人聴取 証人出頭要求について
第10回	令和4年3月18日(金) 午前10時～午後3時12分	証人尋問 証人出頭要求について
第11回	令和4年4月13日(水) 午前10時～午後4時7分	証人尋問 証人出頭要求, 参考人出席依頼について
第12回	令和4年5月9日(月) 午前10時～午後4時44分	証人尋問 参考人聴取 証人出頭要求について
第13回	令和4年5月20日(金) 午後1時33分～午後5時1分	証人尋問
第14回	令和4年5月27日(金) 午前10時～午後5時5分	証人尋問 令和4年度追加経費について
第15回	令和4年8月8日(月) 午前10時3分～ 午前11時31分	報告書(案)について
第16回	令和4年8月26日(金) 午後1時30分～午後3時6分	報告書(案)について 令和4年度追加経費について
第17回	令和4年9月13日(火) 午後2時1分～午後3時25分	報告書(案)について

第10 証人喚問，参考人招致

1 証人として喚問した者，証言を求めた事項

※<sup>1</sup> 役職等は，証人喚問時。 ※敬称略

※「当時」と記載がある場合は，令和2年度※<sup>2</sup>又は3年度※<sup>3</sup>。

令和4年2月4日

氏名（役職等）	証言を求めた主な事項
辻田尚史 （総務部長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公文書開示請求に関する意思形成過程の認識について</li> <li>・ 募集要項の記載誤りの認識について</li> </ul>

令和4年3月18日

氏名（役職等）	証言を求めた主な事項
山岸雄一 （政策部長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業振興施設改修事業についての政策部の関わりについて</li> </ul>
前川英之 （産業部長， 当時※ <sup>2</sup> 財政課長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業振興施設改修事業の財源について</li> <li>・ 募集要項の記載誤りの認識について</li> </ul>
藤井俊幸 （財政課長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務監査の結果について</li> <li>・ 農業振興施設改修事業の予算について</li> </ul>

令和4年4月13日

氏名（役職等）	証言を求めた主な事項
大友久典 （生活福祉課長， 当時※ <sup>2</sup> ※ <sup>3</sup> 農政水産課長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 募集要項の記載誤りの認識について</li> <li>・ 予算提出までの議会への報告，説明の未実施について</li> <li>・ 事業者からの改修要望について</li> </ul>
前川英之 （産業部長， 当時※ <sup>2</sup> 財政課長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算提出までの議会への報告，説明の未実施について</li> <li>・ 正副議長への募集要項の記載誤りの説明の経緯について</li> <li>・ 令和3年9月補正予算説明について</li> </ul>
木南達昭 （子育て支援課長， 当時※ <sup>2</sup> 農政水産課課長補佐 ※ <sup>3</sup> 農政水産課参事）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 募集要項の記載誤りの認識について</li> <li>・ 予算提出までの議会への報告，説明の未実施について</li> <li>・ 事業者からの改修要望について</li> <li>・ トイレ洋式化に伴う事業者負担の経緯について</li> </ul>



中山誠太郎 (農政水産課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要項の記載誤りの認識について</li> <li>・予算提出までの議会への報告，説明の未実施について</li> </ul>
-------------------	--

令和4年5月9日

氏名（役職等）	証言を求めた主な事項
石田輝宏 (当時※ <sup>3</sup> 産業部長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要項の記載誤りの認識について</li> <li>・予算提出までの議会への報告，説明の未実施について</li> <li>・事業者からの改修要望について</li> <li>・証人尋問前の協議について</li> </ul>
吉井智輝 (財政課財政係長， 当時※ <sup>2</sup> 財政課主任主事， ※ <sup>3</sup> 財政課主査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要項の記載誤りの認識について</li> <li>・農業振興施設改修事業の財源について</li> <li>・補正予算新規事務事業シートの記載事項について</li> <li>・証人尋問前の協議について</li> </ul>
平岡智樹 (建設管理課建設総務係長， 当時※ <sup>2</sup> ※ <sup>3</sup> 財政課財政係長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要項の記載誤りの認識について</li> <li>・農業振興施設改修事業の財源について</li> <li>・補正予算新規事務事業シートの記載事項について</li> <li>・証人尋問前の協議について</li> </ul>

令和4年5月20日

氏名（役職等）	証言を求めた主な事項
辻田尚史 (総務部長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年4月22日及び5月2日の「百条委員会報告会」の経緯，内容について</li> </ul>
木南達昭 (子育て支援課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年4月22日の「百条委員会報告会」の経緯，内容について</li> </ul>
藤井範章 (秘書課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年4月22日の「百条委員会報告会」の経緯について</li> </ul>

令和4年5月27日

氏名（役職等）	証言を求めた主な事項
松浦良彦 (副市長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要項の記載誤りの認識について</li> <li>・予算提出までの議会への報告，説明の未実施について</li> <li>・農業振興施設改修事業の財源について</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興施設改修事業予算削除後の対応について</li> <li>・予算事前評価シートの取扱いについて</li> <li>・特別委員会での職員の証言について</li> </ul>
小林嘉文 (市長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要項の記載誤りの認識について</li> <li>・予算提出までの議会への報告，説明の未実施について</li> <li>・農業振興施設改修事業の財源について</li> <li>・農業振興施設改修事業予算削除後の対応について</li> <li>・特別委員会での職員の証言について</li> </ul>

## 2 参考人として招致した者，意見を求めた事項

※役職等は，参考人招致時。 ※敬称略

令和3年10月8日

氏名（役職等）	意見を求めた主な事項
株式会社ジェイ・イー・ティ 問田宗寿（取締役）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要項の記載誤りの判明について</li> <li>・合併処理浄化槽設置工事について</li> </ul>

令和4年2月21日

氏名（役職等）	意見を求めた主な事項
坂本昭雄 (笠岡市監査委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務監査報告書作成過程での所感について</li> <li>・トイレ改修工事の緊急性について</li> </ul>

令和4年5月9日

氏名（役職等）	意見を求めた主な事項
株式会社ジェイ・イー・ティ 問田宗寿（取締役）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ洋式化に伴う事業者負担の経緯について</li> <li>・水と緑のふれあい広場の運営等について</li> <li>・募集要項の記載誤りの笠岡市の対応について</li> </ul>
株式会社ジェイ・イー・ティ 渡壁一夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ洋式化に伴う事業者負担の経緯について</li> <li>・水と緑のふれあい広場の運営等について</li> <li>・市長を含めた笠岡市との協議について</li> </ul>

第 1 1 資料，記録の請求

1 地方自治法第 1 0 0 条第 1 項で提出を求めた資料又は記録

請求先	請求日	請求資料又は記録	提出日
笠岡市長	令和 3 年 9 月 1 6 日	株式会社ジェイ・イー・ティと笠岡市との間で 交わされた旧粗飼料生産供給基地活用事業に 係る協議記録	令和 3 年 9 月 1 7 日
笠岡市長	令和 3 年 1 1 月 1 9 日	産業部農政水産課と株式会社ジェイ・イー・テ ィとの間で交信された電子メールの内容 合併処理浄化槽設置工事に係る見積書	令和 3 年 1 1 月 2 9 日
笠岡市長	令和 3 年 1 1 月 2 6 日	農業振興施設改修事業に係る事前評価シート (提出時のもの)	令和 3 年 1 2 月 1 日
笠岡市長	令和 3 年 1 2 月 2 8 日	活用事業の活用事業者を選定するために実施 したプロポーザルに関する関係書類・資料一式 旧粗飼料生産供給基地の有効活用のため，総社 市の農マル園芸との間で交わされた協議の記 録 (※不存在)	令和 4 年 1 月 1 4 日
笠岡市長	令和 4 年 1 月 1 7 日	農業振興施設改修事業に関する予算査定概要	令和 4 年 1 月 2 1 日
笠岡市長	令和 4 年 5 月 1 7 日	建設部建設管理課平岡智樹係長の「サイボウ ズ」・「スケジュール」中，令和 4 年 4 月 2 2 日 の予定詳細 (タイトル，日時，参加者，メモ) がわかるもの 総務部辻田尚史部長の「サイボウズ」・「スケジ ュール」中，令和 4 年 5 月 2 日の予定詳細 (タ イトル，日時，参加者，メモ) がわかるもの	令和 4 年 5 月 1 9 日
笠岡市長	令和 4 年 5 月 2 3 日	小林嘉文市長の「サイボウズ」・「スケジュール」 中，令和 4 年 1 月から 5 月までの間にのタイト ルとして「百条委員会」と記述のある予定詳細 (タイトル，日時，参加者，メモ，登録者，登 録した年月日，更新者，更新した年月日) がわ かるもの	令和 4 年 5 月 2 6 日

2 地方自治法第100条第10項で提出を求めた資料又は記録

請求先	請求日	請求資料又は記録	提出日
株式会社 ジェイ・ イー・テ イ	令和3年 10月13日	<p>笠岡市の産業部及び産業部農政水産課と貴社との間で交わされた，旧笠岡湾干拓粗飼料生産供給基地に関するメールの内容</p> <p>笠岡市の産業部及び産業部農政水産課から貴社あてに提出された，旧笠岡湾干拓粗飼料生産供給基地に関する連絡文・その他資料の写し</p> <p>笠岡市の産業部及び産業部農政水産課から貴社あてに行なわれた，旧笠岡湾干拓粗飼料生産供給基地に関する電話連絡，口頭連絡の記録</p> <p>事業費のうち60万円が貴社からの負担金を用いることになった経緯がわかれば，その記録などの資料</p> <p>※令和2年4月17日の粗飼料生産供給基地活用事業基本協定の締結後，現在（令和3年10月13日）に至るまでの期間を対象</p>	令和3年 10月28日

## 第 1 2 証言拒否等

### 1 証人の出頭拒否等の状況

なし

### 2 証人の証言拒否等の状況

なし

### 3 虚偽の証言, 自白の状況

なし

### 4 記録の提出拒否の状況

なし

### 5 宣誓拒否の状況

なし

## 第 1 3 告発

### 1 告発の状況

なし

## 第14 調査経費

令和3年度 40万円以内

調査に要した額

節	説明	支出額 (円)
報償費	弁護士報償費	5,500
旅費	費用弁償	6,600
需用費	消耗品費	27,491
委託料	弁護士委託料	176,000
	議事録成文委託料	83,490
	会議録データ整理料	1,584
合計額		300,665

令和4年度

調査に要した額

節	説明	概算額 (円)
旅費	費用弁償	20,000
需用費	食糧費	1,300
	消耗品費	8,700
委託料	弁護士委託料	352,000
	議事録成文委託料	560,000
合計額		942,000

## 第15 弁護士委託

### 1 委託先

みどり法律事務所 森岡佑貴弁護士

### 2 委託内容

法律相談

参考人からの意見聴取・証人尋問対策等の指導, 打ち合わせ

委員会の出席

告発状等書類作成の指導, 点検

調査事項の調査に関する打ち合わせ, 連絡等

おわりに

特別委員会は、令和3年9月9日の令和3年9月定例会において設置されて、また、令和3年12月22日の令和3年12月定例会において、地方自治法第98条第1項及び第100条第1項の権限が特別委員会に委任された。証人尋問及び参考人招致並びに請求した資料及び記録に基づき、調査を重ね、本報告書を作成するに至った。

昭和27年の市制施行以来、初めてとなる、いわゆる百条委員会が設置されたことは、大変遺憾であった。このような事態が、二度と起こらないよう、本報告書でまとめた再発防止策を真摯に受け止め、実践することを願う。

最後に、森岡佑貴弁護士には、会議や本報告書作成に当たり、法的助言や御指導をいただき、深く感謝し、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

また、特別委員会の調査に格段の御理解と御協力をいただきました全ての関係者の皆様に心より感謝申し上げます。